

ロストフカテゴリー概要書

契約の締結前には、必ず書面を良くお読み下さい

この契約は経済産業省管轄、「特定商取引に関する法律」(以下特商法とする)の対象となる取引類型「特定継続的役務提供」に基づく契約です。

第1条 役務提供事業者の名称 (特商法第 42 条第 1 項)

役務提供事業者を HK2 International LLC と称し、またその運営については「Harmony (以下乙とする)」が担当します。

第2条 役務提供を受ける者 (特商法第 42 条第 1 項)

役務提供を受ける者(以下甲とする)は、役務の提供を希望して申込み、乙が入会審査および承認した者をいいます。甲の権利及び義務は、全て乙との間に発生するものとします。

第3条 役務提供事業者の所在地 (特商法第 42 条第 1 項)

〒252-0231 神奈川県相模原市中央区
相模原 5-11-1 ライオンズマンション相模原第 7-1207
042-738-7544

第4条 契約の目的 (特商法第 41 条第 2 項・第 42 条第 2 項)

甲が乙の役務提供により交際、招聘または法律上の婚姻関係(婚姻意思の合致・戸籍法上の届出)、社会通念上、婚姻関係にあると考えられるもの(同棲・内縁等)に達する事を目的とする。また誠意を持って当契約書に明記した役務を提供致しますが、交際、招聘、お見合い及び成婚を保証するものではありません。

第5条 提出書類等

甲は契約を締結する際、以下の書類等を速やかに乙へ提出しなければなりません。(公的書類は 3 ヶ月以内のものコピー可)

- ① 独身証明書: 戸籍謄本・婚姻具備証明書のいずれか一つ
- ② 納税証明書: 源泉徴収書・納税証明書のいずれか一つ
- ③ 身分証明書: 運転免許書・保険証・パスポート・年金手帳・外国人登録証明書のいずれか一つ

上記書類中に現住所が記載されているものを必ず一つ含み、住所の移転など記載事項に変更が生じた場合は新たなものを再提出して頂きます。

- ④ 当社指定英文プロフィール (Web フォームにて入力送信)
 - ⑤ プロフィール添付用写真各 1 枚 (カラーで 3 か月以内に撮影されたもので、①全身②上半身③生活環境のわかるもの) 計 3 枚以上
- 上記写真①②はフォトスタジオで撮影されたものを基本とし、相手に対して悪い印象を持たれないご配慮をお願い致します。スナップ写真でも可能ですが、乙から指示があった際には、速やかにフォトスタジオで撮影されたものをご提出頂く様にお願致します。

第6条 入会審査

当社所定の面接申込フォームより申し込みの上、担当者が面接し審査を受けて承認されます。

第7条 個人情報保護

乙は、プライバシー及び個人情報保護の重要性を強く認識し、以下のよう
に個人情報の取り扱いに関するポリシーを定め、個人情報の適正管理に努めております。

1. 個人情報の収集・利用・提供に関する事項

(1) 乙は甲の個人情報を以下の利用目的で使用いたしており、その目的の範囲内でのみ利用します。また、明示された目的の範囲を超えて利用する必要が生じた場合には、事前に甲に連絡の上同意を得るものとし、同意をいただけない場合には、新しい目的に利用することはいたしません。

<利用目的>

- 1) 甲の問い合わせに対して返信するため
- 2) 甲に当社が定める役務を提供するため
- 3) 甲の目的達成を支援するための関連先への連絡
- 4) 甲の目的達成支援のためのフィードバック

(2) 乙で保管する個人情報は、下記の場合を除き第三者への提供はいたしません。

[1]甲の同意がある場合

[2]法令などにに基づき個人情報の開示を要請された場合

[3]人の生命、健康、財産などの重大な利益を保護するために必要な場合

2. 個人情報の安全に関する事項

(1) 個人情報への不正アクセス、紛失、破壊、改ざん、漏えい等のトラブルを引き起こさないために、合理的な安全対策を実施し、問題が起こった時には是正を行います。

(2) 乙が管理する個人情報について、甲が確認または訂正・追加・削除を希望される場合には、担当窓口が迅速に対応させていただきます。なお、甲であると確認できた場合に限り対応させていただくものとし、第三者による個人情報の不正な改ざんを防ぎます。

3. 法令・規範の遵守に関する事項

個人情報の取扱いに関しては、「個人情報の保護に関する法律」等、個人情報保護に関する日本の法令・規範を遵守します。尚 提携先諸国も同様な法令等が施行されている為、女性の生年月日は個人情報保護の観点より、一部提携先は公開致しておりませんので予めご了承下さい。

第8条 提供される役務の内容 (特商法第 42 条第 2 項)

1. 役務の種類
結婚相手紹介サービス
2. 役務の提供方法
電話・メール・インターネット電話・面談
3. 役務を提供する時間数、回数その他の数量の総計
乙の営業時間内で、役務の提供回数については約束できません。現地でお見合いが可能な人数は、規定 5 名ですが、渡航前にアプローチしてお見合い希望女性を追加可能です。
4. 具体的な役務の内容
① 海外提携先お見合い希望女性へのアプローチ仲介
② 海外提携先お見合い希望女性とのアレンジ状況報告
③ 海外提携先お見合い希望女性とのアレンジ調整業務
④ 上記に付帯する業務及びサポート全般

第9条 その他オプションサービス (甲の要望に基づく実費負担)

- ① 通訳手配 (甲の要望に基づく実費負担)

第10条 役務の対価、その他甲が支払わなければならない金銭の概算額 (特商法第 42 条第 2 項)

利用料: ¥133,000 (消費税別)

追加料金: 渡航前 1 名毎に ¥18,000 (消費税別)

※万一、現地でお見合い女性を追加希望の際は、必ず乙に事前にご連絡下さい。ご連絡無く現地でお見合い女性を追加した場合は、第 20 条・第 22 条に該当致しますので、厳重にご注意下さい。

第11条 その他オプションサービスの概算額

- ① 電話等による同時通訳: ¥4,000 (消費税別) / 1 時間
- ② 渡航先での通訳は、現地でも変動致しますので、ご紹介は致しますが、お支払いは現地でお願致します。

第12条 役務の提供期間 (特商法第 42 条第 2 項)

契約締結日より 1 ヶ月

役務提供開始日は契約締結日とし、終期共に契約書記載

但し終期に関しては、第 13 条を満たした場合その限りでは無い

第13条 契約の終了条件

- ① 乙が、甲からの利用料金を受領し、現地提携先へ送金完了した場合
- ② 甲がお見合希望女性と直接面会した場合
- ③ 甲が退会した場合 (第 21 条)
- ④ 甲が除名となった場合 (第 22 条)
- ⑤ 役務提供期間が満了した場合 (第 12 条)

第14条 金銭の支払時期、方法 (特商法第 42 条第 2 項)

- ① 役務の対価は契約締結後 3 日以内に甲が乙に支払う
- ② オプション実費に関しては、その都度 3 日以内に甲が乙に支払う
- ③ 支払方法

(ア) 下記口座へ電信による銀行振込 (振込手数料は甲が負担)

指定口座: 三菱東京 UFJ 銀行 相模原支店 普通 0130568

口座名義: Harmony

(イ) PayPal によるカード決済 (カード利用手数料 5%加算)

第15条 クーリングオフに関する事項 (特商法第 48 条第 1 項)

特定継続的役務提供契約の解除に関する事項

1. 契約書面を受領した日から起算して 8 日を経過する日までの間は、書面によりクーリングオフを行うことができます。
2. 1. に記載した事項にかかわらず、甲が、乙が法第 44 条第 1 項の規定に違反して法第 48 条第 1 項の規定による特定継続的役務提供契約の解除に関する事項につき不実の事を告げる行為をしたことにより誤認をし、又は乙が法第 44 条第 3 項の規定に違反して威迫したことにより困惑し、これらによって法第 48 条第 1 項の規定による特定継続的役務提供契約の解除を行わなかった場合には、当該乙が交付した法第 48 条第 1 項の書面を当該甲が受領した日から起算して 8 日を経過するまでは、当該甲は、書面により当該特定継続的役務提供契約の解除を行うことができます。
3. クーリングオフは、当該契約の解除に係る書面を発送した時に、その効力を生じます。
4. 乙は、クーリングオフに伴う損害賠償又は違約金の支払を請求することができません。
5. 既に当該特定継続的役務提供契約に基づき役務が提供されたときにおいても、乙は、当該特定継続的役務提供契約に係る役務の対価その他の金銭の支払を請求することができません。
6. 当該特定継続的役務提供契約に関連して金銭を受領しているときは、乙は、速やかに、その全額を返還します。

第16条 中途解約に関する事項（特商法第49条第1項）

クーリングオフ期間経過後においては、将来に向かって中途解約を行うことができます。クーリングオフ期間経過後、契約解除の意思表示を書面においてされた場合には中途解約に応じます。特定商取引法において、本契約の乙が行なう役務は全て特定継続的役務に該当致します。これに基づき、返金額は以下のように計算されます。

役務の提供開始前の契約解除

法第49条では、事業者が消費者に対して請求し得る損害賠償等の額の上限を結婚相手紹介サービスについては「3万円」と定めています。これに従い返金額は以下のように計算致します。

計算式：¥133,000（役務提供料・事務手数料）－¥30,000＝¥103,000となります。

役務の提供開始後の契約解除

法第49条では、事業者が消費者に対して請求し得る損害賠償等の額の上限は以下のaとbの合算と定めています。下記初期費用¥30,000を、利用料から差し引いた上で残額算定致します。予めご了承下さい。

初期費用：ご入会時ご面談アドバイス・カウンセリング・ログインパスワード発行手続き・英文制作関連アドバイス・アプローチ時各種アドバイス・事務手続き等付帯業務

a 提供された特定継続的役務の対価に相当する額

b 当該特定継続的役務提供契約の解除によって通常生ずる損害の額として役務ごとに政令で定める以下の額

結婚相手紹介サービス→2万円または契約残額※の20%に相当する額のいずれか低い額

計算例：有効期間1ヶ月の役務提供料・事務手数料

¥133,000の契約を役務開始後20日経過してから契約解除の場合の返金額計算（1ヶ月＝30日として計算致します）

aの計算：¥103,000÷30日×20日＝¥68,667（契約残額＝¥34,333）

bの計算：契約残額（¥34,333）×20%＝¥6,867（¥20,000より低いのでこの場合¥6,867を採用）

a+b＝¥68,667＋¥6,867＝¥75,533

従ってこの場合の返金額は、（¥103,000－¥75,533）×1.08（消費税8%）＝¥29,664となります。

尚 残額の算定にあたり役務提供期間は、退会月の末日までとなります。特約記載通りその他オプションサービス分に関しましては、サービス提供完了後、甲乙双方に債権債務は存在しません。予めご了承ください。

第17条 当社に於ける交際及び成婚の定義

- ① 乙の役務にて女性の連絡先を直接・間接に関わらず入手し、男女双方が交際を認め「交際確認申告書」を提出した場合
- ② 招聘した女性を甲指定場所に滞在させる事を許可した場合
- ③ お見合い後1週間以内に甲からの報告が無い場合
- ④ 法律上の婚姻関係（婚姻意思の合致・戸籍法上の届出）
- ⑤ 社会通念上、婚姻関係にあると考えられるもの（同棲・内縁等）
- ⑥ 当社を介して知り得た女性との上記類似関係
- ⑦ 契約期間に拘わり無く、上記要件を満たす場合

第18条 当社からの返金等金銭の支払時期、方法

- ① 乙から甲への返金が発生した場合は、本契約期間中に甲が乙に申告後、7日以内に乙が甲に支払う
- ② クーリングオフによる返金に関しては書面受領後、7日以内に乙が甲に支払う
- ③ 中途解約による返金に関しては退会月の末日後、7日以内に乙が甲に支払う
- ④ 支払方法は甲の指定口座へ電信にて銀行振込

第19条 甲の責任及び義務

- ① 甲は、乙が定めた役務の対価、その他諸費用を乙の請求通り納めなければならない。
- ② 甲としての権利は、他人に貸与または譲渡する事は出来ない。
- ③ 甲は、入会時に乙が必要とする書類一式を速やかに提出する事。
- ④ 甲は、入会後も乙より自己に関する追加情報の報告および必要書類を求められた時は、速やかに当該事項について報告、提出する事。
- ⑤ 甲は、住所、勤務先その他届け出事項に変更があった場合は、速やかにその旨を乙に届けなければならない。届出を怠った事により相手会員に支障が生じた場合、全て甲の責任に帰するものとする。
- ⑥ 甲は、乙が紹介する登録女性に関する情報については、契約期間中および退会後も守秘義務を負い、これを第三者に漏洩、自己の利益および職業に使用してはいけない。
- ⑦ 甲は、登録女性からの手紙や連絡に対して誠意を持って速やかに返信しなければならない。
- ⑧ 甲は、紹介後の取次ぎで双方の意向が一致した際、正当な理由無しに一方的にミーティングを取り消し、または欠席してはならない。
- ⑨ 甲は、乙を通じて知り合った登録女性とのミーティング結果について、乙に報告をしなければならない。

- ⑩ 甲は、交際に入る場合、登録女性に必要な個人情報を偽りなく誠実に伝えなければならない。
- ⑪ 甲は、交際に入る場合、速やかに乙に「交際確認申告書」を提出し、登録女性とは結婚を前提とした真摯な交際をしなくてはならない。
- ⑫ 甲は、乙を通じて知り合った登録女性との交際進捗状況について、必ず乙に報告をしなければならない。報告を怠った事により乙の役務に支障が生じた場合、全て甲の責任に帰するものとする。
- ⑬ 甲は、現地提携先に質問もしくは依頼事項がある場合は、必ず乙を通してコンタクトしなくてはならない。
- ⑭ 甲は、登録女性との婚約、結婚の合意をした場合、契約期間に拘わりなく速やかに乙へ報告しなければならない。
- ⑮ 甲は、交際を終了する場合、速やかに乙へ「交際終了申告書」を提出し、交際終了後は登録女性への直接的な連絡は一切行ってはならない。
- ⑯ 甲は、乙が紹介する登録女性に対して誠意を持って接し、行動しなければならない。甲自身の不注意から生じた事故または被害について乙は一切責任を負わず、全て甲の責任に帰するものとする。
- ⑰ 甲が乙の紹介した登録女性と交際を始めた場合は、甲は自己の意思決定と責任により登録女性と交際するものとし、交際より生ずる紛争、事故、被害、金銭トラブルについて乙は一切責任を負わないものとする。また婚約、結婚においても同様とする。

第20条 役務提供の停止

- ① 乙は、甲の契約違反、虚偽申告、不誠実な行為のため紹介の継続が不可能と判断した場合、全てのサービスを停止することができます。
- ② 乙は、甲が支払うべき金銭の支払いを完了しない場合、完了するまで全てのサービスを停止することができます。
- ③ 乙は、甲の活動が困難と判断した場合、理由を通知の上、全てのサービスを停止することができます。
- ④ 前項①～③における事由によるサービスの停止期間は、契約期間に算入されるものとします。
- ⑤ 前項①～③における事由によるサービスの停止により、実費が発生した場合、乙はその実費を甲に請求することができます。
- ⑥ 乙は、天災、事故等のやむを得ない理由によりサービスを停止することができます。
- ⑦ 乙は、前項①～③、⑥におけるサービスの停止に基づく責任を負わないものとします。

第21条 退会

甲は、本契約期間中に乙の役務提供を不要とし退会を申し出た場合、退会として契約は終了します。
尚 退会の申し出は、退会月の前月末日までに乙へ報告し、承諾を受けるものとします。

第22条 除名

乙は、次の項目に該当する場合、甲を除名することができ、すでに受け取った金銭は返還せず、また他に損害がある場合、乙は甲に対して損害の賠償を請求できるものとします。

- ① 乙の請求した金銭を支払わない場合
- ② 乙に対して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ③ 乙または他会員を悪用、または悪用する恐れのある場合
- ④ 乙または他会員や登録女性の信用、品位を傷つけた場合
- ⑤ その他会員として不誠実、不適当な言動、行動があった場合
- ⑥ 甲が、乙の提供した情報や乙が紹介した登録女性、その関係者等と結婚相手紹介サービスを始めた場合

第23条 乙の権利事項

- ① 甲が乙または乙が提供した情報等を悪用した場合、または本契約に違反した場合、乙は甲に対する警告、会員資格の停止、除名その他の措置を取ることができます。ただし、乙は当該措置を取る義務を負わないものとします。
- ② 前項の場合、生じる被害に対し乙は甲に対し損害賠償を求める訴訟提起、告発その他法的手続きを取ることができます。

第24条 乙の免責事項

- ① 乙は、甲の自己申告に基づく記載事項、提出書類、および契約後の変更、偽造、変造において事実と内容が相違する場合における責任を負わないものとします。
- ② 契約期間中および退会後も乙は受領した提出書類につき返還する義務を負わず責任を持って破棄、処分する義務を負うものとします。
- ③ 乙は、登録女性に対して甲の意思表示を通知しているにも関わらず回答が得られない場合、または契約期間中に婚約、結婚が成就できない場合に於いての責任を負わないものとします。
- ④ アレンジした女性が疾病、事故等によりお見合いをキャンセルした場合、乙は不可抗力として免責とさせていただきます。但し、その場合は新たにお見合い女性をアレンジ致しますが、ご希望女性とは限りません事を予めご了承下さい。

- ⑤ 乙は女性が結婚できる状況なのか、本人に確認し甲に情報を開示致しますが、あくまでも女性の自己申告の為、乙は申告内容の真贋に關しましては、一切保証及び責任を負わないものとします。

第25条 紛争

- ① 乙に關し疑義、または問題が生じた場合の申し出は、必ず甲本人とします。
- ② 甲が、当契約に違反する疑いのある行為をし、甲本人と直接協議できない場合、乙は両親のどちらか（いない場合は法的に最も近い親族）の同席の上、協議するものとします。
- ③ 乙は、契約期間中または退会後も甲との間に生じた紛争に關し、専属管轄裁判所を横浜地方裁判所相模原支部に定めるものとします。

第26条 契約書の交付（特商法第42条第1項）

契約に際し、契約内容を明記した書面を交付致します。

第27条 特約

- ① その他オプションサービスは、あくまでも甲の要望に基づく個別サービスとなる為、恒常的な役務の提供では無く、必ず支払わなければならない金銭にはあたりません。その都度、甲がサービスを利用する際に乙がサービスを提供し、サービス毎に支払われるものです。その為、そのサービスの提供が完了した際には、甲乙双方に、そのサービスの対価に対して何ら債権債務が存在しません。
- ② 役務の対価及び内容は、政治経済情勢等により予告無く変動することがあります。
- ③ 甲は契約終了の条件（第13条）を満たした場合、当然に期限の利益を失い、乙は既に受領した金銭の返還はせず、その他甲が支払うべき金銭がある場合は、乙はこれを請求できるものとします。
- ④ 契約期間終了後、如何なる理由によりましても、乙の役務または、提携先現地サービス（オプション含む）を受けた場合、違約金として¥450,000（消費税別）をご請求させて頂きます事を予めご了承ください。
- ⑤ 契約期間中、如何なる理由によりましても、乙への報告無く、無断で直接及び間接問わず、乙の現地提携先で現地サービス（オプション含む）を受け様とした場合、違約金として弊社規定金額の2倍金額をご請求申し上げますので、十分にご留意下さい。
- ⑥ 甲は乙による支払の催告後10日以内にそれを履行しない場合は、当然に期限の利益を失い、契約不履行として、如何なる理由によりましても、甲は支払うべき金額のほか、期限の利益を失った日の翌日から完済に至るまで、当然支払うべき金額に対する年5%の割合による遅延損害金を乙に支払います。

概要書の説明を受け、
特定商取引法第42条の定める書面の交付を受けました。

以下余白